

山口短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、山口短期大学という。

(位置)

第4条 本学は、山口県防府市大字台道字大繁枝11346番の2に置く。

第2章 学 科

(学科・専攻並びに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 本学に児童教育学科、情報メディア学科を置く。

2 児童教育学科に初等教育学専攻及び幼児教育学専攻を置く。

3 前各項の学科及び専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 児童教育学科 初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成することを目的とする。

(2) 児童教育学科 幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成することを目的とする。

(3) 情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成することを目的とする。

(日本語別科)

第5条の2 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び学生定員

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。

3 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(学生定員)

第7条 学生の定員は、次のとおりとする。

児童教育学科	初等教育学専攻	入学定員	20名	総定員	40名
児童教育学科	幼児教育学専攻	入学定員	50名	総定員	100名
情報メディア学科		入学定員	40名	総定員	80名
	計		110名		220名

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5月27日

(4) 春季休業日 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業日 8月10日から9月23日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 必要がある場合は、休業日の期間中においても実習、補講等の授業を課することがある。

第5章 授業科目及び単位

(授業科目の区分)

第11条 授業科目は、その内容により、次のとおりに分ける。

学 科		科 目	
児童教育学科	初等教育学専攻 幼児教育学専攻	基礎教育科目 教職専門科目	専門教育科目
情報メディア学科		基礎教育科目	専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第12条 本学の授業科目及び単位数は、別表第1表から別表第3表までのとおりとする。

2 必要があるときは、前項以外の授業科目及び単位数を設けることができる。

(一年間の授業期間)

第13条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合も同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の認定及び成績の評価)

第15条 授業科目の履修は単位制とし、単位は試験によるほか出席その他平素の成績を考慮して当該科目担当の教員が認定する。ただし、教育実習の単位は別に定める教育実習委員会によって認定する。

成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(追試験)

第16条 病気その他止むを得ない事情により、定期試験を受験できなかった者は、別に定めるところにより、追試験を受験することができる。

(履修方法)

第17条 下記により、児童教育学科は68単位以上を、情報メディア学科は66単位以上を修得しなければならない。

児童教育学科

初等教育学専攻（別表第1表・別表第2表の1）

必修科目 40単位

内訳

基礎教育科目 8単位

専門教育科目 32単位

選択科目 28単位以上

内訳

基礎教育科目 8単位以上

専門教育科目 20単位以上

幼児教育学専攻（別表第1表・別表第2表の2）

必修科目 38単位

内訳

基礎教育科目 8単位

専門教育科目 30単位

選択科目 30単位以上

内訳

基礎教育科目 8単位以上

専門教育科目 22単位以上

情報メディア学科（別表第1表・別表第3表）

必修科目 28単位

内訳

基礎教育科目 8 単位

専門教育科目 20 単位

選択科目 38 単位以上

内訳

基礎教育科目 8 単位以上

専門教育科目 30 単位以上

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、50単位とする。ただし、次条に定める免許・資格の修得及び各学科における独自の資格取得にのみ必要な授業科目については、履修登録できる単位数の上限対象とはしない。
- 3 学生が在学する学科・専攻以外の本学の学科・専攻の授業科目を履修することを希望する場合、学長は教育上有益と認めるときは、20単位以内に限り履修登録を許可することができる。この履修した授業科目の修得単位については、在学する学科の卒業に必要な単位数に算入することができる。

(資格の修得)

第18条 児童教育学科初等教育学専攻において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、別表第2表の1に指定する単位を修得しなければならない。

また、同時に幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、さらに別表第2表の1(付表)に指定する単位を修得しなければならない。

- 2 児童教育学科幼児教育学専攻において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、別表第2表の2に指定する単位を修得しなければならない。
- 3 児童教育学科幼児教育学専攻において、児童福祉法及び同法施行規則に定めるところにより、保育士の資格を得ようとする者は、別表第2表の2備考に指定する単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(入学前既修得単位の取扱い)

第20条 短期大学又は大学で修得した単位については、教育上有益と認めるときは、履修したものと認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、合計30単位を超えない範囲で行うことができる。ただし、第21条の認

定単位数と合わせて30単位を超えることはできない。

3 前各項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位の取扱い)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議により、学生が当該他の大学で履修した科目を本学において履修した単位とみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目を履修したものとして認定することができる。

3 第1項及び第2項の単位認定は、合わせて30単位を超えない範囲で行うことができる。ただし、第20条の認定単位数と合わせて30単位を超えることができない。

4 前各項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第6章 卒業及び資格取得

(卒業認定及び学位)

第22条 本学に2年以上在学し、第17条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学長は短期大学士の学位記を交付するものとする。

3 短期大学士の学位には、専攻分野を付記するものとする。

4 前項の規定により専攻分野を付記した短期大学士の学位の名称は、学科ごとに次のとおりとする。

児童教育学科 短期大学士（教育学）

情報メディア学科 短期大学士（情報学）

5 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記する。

短期大学士（専攻分野）（山口短期大学）

6 第1項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第14条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第23条 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第1項に定める単位を修得した者は、小学校教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

2 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第2項に定める単位を修得した者は、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

3 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第3項に定める単位を修得した者は、保育士資格を取得することができる。

第7章 入学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中等教育学校又は高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学願)

第26条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書の提出その他必要な手続きをしなければならない。

(入学試験)

第27条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学許可)

第28条 選抜試験に合格した者に対して学長は入学を許可する。

(入学手続き)

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の入学手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをしないときは、入学許可を学長は取り消すことができる。

(保証人)

第30条 保証人は保護者又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって、また、保証人の住所氏名等の変更があったときはその旨を学長に直ちに届け出なければならない。

(転入学)

第31条 他の短期大学から本学に転入学を志望する者がいるときは、本学に欠員がある場合限り、学長は選考の上これを許可することができる。

(単位の認定)

第32条 前条の規定により、転入学を許可された者が以前に在学した短期大学における履修科目とその単位については、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として換算又は認定することができる。

(再入学)

第33条 本学学則第39条により退学した者が1年以内に再入学を願い出たときは、その理由

によって学長は許可することができる。ただし、入学の時期は学年の始めとする。

第8章 転学、転科、休学、退学及び除籍

(転学)

第34条 本学から他の短期大学に転学を希望する者があるときは、学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第35条 転科は原則として許可しない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上学長はこれを許可することができる。

(休学)

第36条 病気、その他やむを得ない事由により、引き続き3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第37条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第38条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、その理由を具して、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超える者
- (2) 第37条に規定する休学期間を超える者
- (3) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認めた者
- (4) 授業料等の納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第41条 本学に入学を志願する者は、入学願書に添えて入学検定料2万5千円を納めなければならない。

(入学金)

第42条 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の入学金20万円を納めなければならない。

2 前項の入学金を納めないときは、入学許可を取り消すことができる。

(授業料)

第43条 授業料は、次のとおりとする。

児童教育学科 520,000円(年額)

情報メディア学科 560,000円(年額)

(実験実習費)

第44条 実験実習費は、次のとおりとする。

児童教育学科 100,000円(年額)

情報メディア学科 140,000円(年額)

(授業料等の返還)

第45条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、納付後に休学した者の既納の授業料等については、第48条により免除される額を返還する。

(授業料等の延納)

第46条 経済的理由で授業料等を延納しなければならないときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料等)

第47条 学期の途中で退学し又は除籍された者は該当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学中の授業料等)

第48条 休学を許可された者については休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

第10章 科目等履修生、外国人学生及び社会人学生

(科目等履修生)

第49条 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人学生等)

第50条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上学長は外国人学生として入学を許可することができる。

(社会人学生)

第51条 社会人で大学において教育を受けることを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上学長は社会人学生として入学を許可することができる。

(その他の細則)

第52条 科目等履修生、外国人学生及び社会人学生に関する規程は別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 本学は臨時に公開講座を開設することができる。

(その他の細則)

第54条 公開講座に関する規程は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第55条 本学学生で、特に他の模範となる者は、教授会の議を経て学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長及び教員は、この学則その他定められたる諸規則を守らず、その本分に反した行為のあった本学学生に懲戒を加えるに当たっては、教育上必要な配慮を行わなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、教授会の議を経て学長が行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続き等に関する事項は、別に定める。

第13章 職員組織

(職員)

第57条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(教授会)

第58条 本学に教授会を置く。

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

(任務)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業および課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びその他の教授会が置かれている組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

3 教授会の運営等について必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属図書館)

第60条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(附属学術研究所)

第61条 本学に附属学術研究所を置く。

2 附属学術研究所に関する規程は別に定める。

(医務室)

第62条 本学に医務室を置き、教職員及び学生の健康管理を行う。

第15章 補 足

(細則)

第63条 この学則の実施に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月20日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。

3 転入学生及び再入学生については、その者が入学した年次の学生に適応される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。

3 転入学生及び再入学生については、その者が入学した年次の学生に適応される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の1（付表）、別表第2表の2及び別表第4表の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前入学者に対する改正後の別表第1表、別表第2表の1及び別表第2表の2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前入学者に対する改正後の別表第3表の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の2の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の2の規程については、なお、従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する学生の定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度までの間は、次のとおりとする。

- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

学 科	年 度	平成31年度		平成32年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻		30名	80名	30名	60名
児童教育学科 幼児教育学専攻		50名	100名	50名	100名
情報メディア学科		40名	90名	40名	80名
計		120名	270名	120名	240名

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学者に対する改正後の別表の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前入学者に対する改正後の別表第1表の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の1（付表）、別表第2表の2の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	年 度	令和7年度		令和8年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻		20名	50名	20名	40名
児童教育学科 幼児教育学専攻		50名	100名	50名	100名
情報メディア学科		40名	80名	40名	80名
計		110名	230名	110名	220名

- 3 令和6年度以前入学者に対する改正後の第17条第3項及び別表第3表の適用については、なお従前の例による。
- 4 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

別表第1表

科目区分	授 業 科 目		必修	選択	備 考
基礎 教育 科目	人文	宗教学		2	小学校・幼稚園教諭免許を取得する者は、日本国憲法2単位を修得する。 小学校・幼稚園教諭免許を取得する者並びに情報メディア学科生は、データサイエンス入門2単位を修得する。
		生活と芸術		2	
		余暇生活論		2	
		比較文化概説		2	
	社会	日本国憲法		2	
		現代社会問題 行動科学		2	
	自然	物理学		2	
生物学 データサイエンス入門			2		
総合	学問と人間の探求	2			
	国際交流 言葉とコミュニケーション	2	2		
外国語	英語会話	2			
	ハングル 日本語(留学生対象)		2		
保健 体育	健康科学	1			
	スポーツ教育	1			
	合 計		8	26	

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻)

科目区分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
	国語	2		小学校教諭免許を取得する者は、○印のうちから2科目以上を修得する。
		2		
	社会		○2	
	算数		○2	
	理科		○2	
	生活		○2	
	音楽	2 1 1	1	
	図画 工作	2 2		
	体育	2 1	1	
専	家庭		○2	
	外国語		□2	
	特別講義 卒業研究	2	2	
	小 計	17	16	
門	現代教師論	2		小学校教諭免許を取得する者は、□印を必修する。
	学校教育の制度と経営		□2	
	教育原論 教育心理学 児童心理学	2 2	2	
教	初等教育課程論		□2	小学校教諭免許を取得する者は、△印のうちから2科目以上を修得する。
	教科の指導法	2	△2 △2 △2 △2	
育	国語科指導法			
	社会科指導法			
	算数科指導法			
	理科指導法			
	生活科指導法			
	音楽科指導法	2		
	図画工作科指導法	2		
	体育科指導法	2		
	家庭科指導法		△2	
科	道徳の理論と指導法	1		
	総合的な学習の時間の指導法		□1	
	特別活動の指導法		□1	
	外国語指導法		□2	
目	教育方法学		□1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		□1	
	情報処理実習Ⅰ		□1	
	情報処理実習Ⅱ		□1	
	プログラミング教育		2	
	進路指導の理論と指導法		□2	
	生徒指導と教育相談		□2	
	特別支援教育		□2	
	ボランティア実習		□2	
	教育実習指導		□1	
	教育実習		□4	
	学校体験活動		□1	
	教職実習演習 (小学校)		□2	
	小 計	15	42	
	合 計	32	58	

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻)
(付表)

科目区分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 教 育 科 目	幼児と健康		△2	幼稚園教諭免許を取得しようとする者は、△印の科目を全て修得する。 ただし、学則第17条の児童教育学科初等教育学専攻の卒業単位には含まない。	
	幼児と人間関係		△1		
	幼児と環境		△1		
	幼児と言葉		△1		
	幼児と音楽表現		△1		
	幼児と造形表現		△2		
	幼児教育課程論		△2		
	幼児指導法		△2		
	保育 内容 演 習	保育内容の指導法(健康)			△2
		保育内容の指導法(人間関係)			△1
保育内容の指導法(環境)			△1		
保育内容の指導法(言葉)			△2		
保育内容の指導法(表現I(音楽・造形))			△2		
	幼児理解と教育相談		△2		
	保育・教職実践演習(幼稚園)		△2		
	小 計		24		

別表第3表 (情報メディア学科)

科目区分		授 業 科 目	単 位	備 考
専	必 修 科 目	情報科学概論	2	選択科目を30単位以上修得する。
		情報モラルとセキュリティ	2	
情報数学		2		
オペレーティングシステム		2		
コンピュータの仕組み		2		
プログラミング基礎		4		
プレゼンテーション技術		2		
工学リテラシー		2		
卒業研究		2		
	小 計	20		
門	選 択 科 目	情報と職業	2	
		情報数学応用	2	
プログラミング応用		2		
アルゴリズム		2		
エレクトロニクス基礎		2		
マイクロコンピュータ工学		2		
通信ネットワーク		2		
WEBコンテンツ制作		2		
WEBデザイン基礎		2		
WEBデザイン総合演習		1		
データベースⅠ		2		
データベースⅡ		2		
Java演習Ⅰ		2		
Java演習Ⅱ		2		
メディアリテラシー		2		
画像処理		2		
コンピュータグラフィックスⅠ		2		
コンピュータグラフィックスⅡ		2		
メディアコンテンツ制作		2		
OA演習		2		
中小企業会計学		2		
ビジネス演習		2		
特別講義Ⅰ		2		
特別講義Ⅱ		2		
WEBアニメーション		2		
キャリア教育		2		
ソフトウェア設計		2		
デジタル回路	2			
ロボット製作演習	2			
	小 計	57		
合 計		77		